



『成年後見制度について』

最近が高齢化が進み、ボケにより物事の判断がつかなくなっている老人が増えてきており、その家族はその対応に困っているケースが見うけられます。今回はその場合の対応として法定後見制度について説明します。

後見の対象となる人は「精神上的の障害により事理を弁識する能力に欠ける常況にある者」です。そして、このような老人をかかえている夫や妻や4親等内の親族などは、その老人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判を申し立てることができます。

後見の申立をする場面として次のようなケースが考えられます。

- ① 本人所有の不動産などの財産を処分してそれを本人の生活費、医療費にあてるケース
- ② 本人に代わって遺産分割協議をすることが必要なケース
- ③ 交通事故などにあつて損害賠償を請求するケース
- ④ 本人が判断能力のないまま不動産を処分したり、借金するおそれがあるケース
- ⑤ 本人に代わっていろいろ法律手続を行うことが必要なケース
- ⑥ 本人の財産をめぐる親族間の争いがあり、本人の財産を適正に管理できる管理者が必要なケースなどがあげられます。

この後見制度は以前は禁治産制度と言われ、戸籍にそのことが記載されたり、家名に傷がつく、家の汚点である、縁談に差しつかえるなどの理由で、よほどのケースでないとその申し立てがなされませんでした。しかし、現在は戸籍に記載されることはなく、法務局で後見登記がなされるだけになりました。

今は以前より申し立てのケースが増えており、通常親族の人が後見人になりますが、相続人間に争いがあるなど問題のある場合は弁護士が後見人になることがあります。

後見開始の審判の申立には、申立ての事情を記載した申立書、本人の判断能力に関する診断書などの書類が必要です。この申立がなされたあと、家庭裁判所は原則として医師などに本人の精神状況についての精神鑑定が行わせます。この鑑定費用についてはだいたい10万円から30万円くらいが相場です。また、本人や後見人候補者から事情を聞き、後見とする事由があると判断した場合後見の審判がなされます。なお、申立の際の後見人候補者が必ず後見人となるわけではなく、誰にするかは裁判所の判断によります。後見の審判がなされると、登記所にその旨の登記がなされます。

成年後見人は本人の全面的な財産管理権、代理権を有することになります。本人が行った日用品の購入やその他日常生活に関する行為を除いて、本人の法律行為は常に取り消すことができます。成年後見人に対する報酬は後見人が勝手に決めることはできず、裁判所が決定し、その報酬や事務処理費用は本人の財産から支出されます。

なお、成年後見人が不当なことをしないよう裁判所がその監督をしています。